

〈軍事的安全保障研究〉を認めない学内運用指針 安全保障技術研究制度他

# 各大学で策定進む

## 琉球大で、そして名古屋工業大で

# 「民間基金を経由した場合」

## 「いかに歯止めをかけるかが課題」との指摘も

各大学で、「安全保障技術研究推進制度」をはじめ、軍関係からの研究資金の受け入れが問題になっていま

この3月の日本学術会議が「まずは研究の入り口を慎重な判断入り口で」判断し、疑わしい場合は大学を含む科学者「コミュニティが判断する」とした声明を

「軍事研究予算が民間の基金にまぎれていたら判断しにくい」との不安の声も

また名古屋工大でも策定されたとのこと。

琉球大学のガイドライン

1. 軍事利用を直接目的とする研究は行いません。
2. 内外の軍事を所管する公的機関からの資金提供を受けて行う研究は、人道目的の研究であることが明らかな場合など極めて例外的な場合を除き、行いません。
3. その他の研究についても、研究成果が軍事利用される蓋然性の認められる研究を行おうとするときは、その適切性について、学内での審査を受けなければならないこととします。

# 退職手当削減法案が重大局面

## 2017年人事院勧告の賃上げ分は完全実施を！

去る8月に出された人事院勧告に基づく一部賃上げおよび、平均78・5万円に

およぶ退職手当の引き下げ

が、給与法および退職手当法「改正」としてこの特別国会で採決されるといわれています。この法改正は国家公務員のみを対象とする

ものですが、各国立大学法人もそのまま丸呑みする傾向があり、三重大学の教職員にも影響します。

国公労連はこの間あらためて、人勧改善部分(月例給・時金)の早期実施、「給与制度の総合的見直し」による賃下げ回避、定年延長

の表現、非常勤職員の雇用の実現、必要な人員労働条件改善、必要な人員確保ははじめとする長時間労働の是正を求めています。

三重大学でも、「どうせ決まること」とあきらめることなく、粘り強く反対することが求められます。

# 最高裁が上告棄却

## 国公労連が抗議声明(2面に全文掲載)



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2017年11月14日(火) 第193号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com

# 「公務員賃下げ違憲訴訟」の上告棄却に厳重に抗議する

——憲法判断を避けた判断は最高裁判所の存在意義が問われる不当なものである(談話)

2017年10月25日

日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)  
書記長 鎌田 一

1、最高裁判所第二小法廷(裁判官:菅野博之、小貫芳信、鬼丸かおる、山本庸幸)は10月20日、「公務員賃下げ違憲訴訟」について、裁判官全員一致の意見として、①本件上告を棄却する、②本件を上告審として受理しない、③上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とするとの決定を行った。

決定理由として最高裁判所は、①上告については民事訴訟法312条1項に該当しない、②上告受理申立てについては同318条1項により受理すべきものとは認められないとした。すなわち、最高裁判所は、不当な高裁判決について憲法解釈にも法令解釈にも誤りが無いと決めつけ上告を門前払いした。

国公労連は、審理も開かず、上告を棄却した最高裁判所に厳重に抗議するものである。

2、戦後はじめて人事院勧告に基づかずに、議員立法による給与改定・臨時特例法にもとづいて2012年4月から2年間、平均7.8%もの不当な賃下げを政府が強行したことに、職場から怒りがわき上がった。そのため、同年5月25日と7月25日に国公労連と組合員370人が政府を相手に「公務員賃下げ違憲訴訟」を東京地方裁判所に提訴した。この裁判は、①憲法で保障されている労働基本権制約の代償措置である人事院勧告に基づかずに政府が一方的に賃下げを強行したことは憲法28条違反であり、ILO(国際労働機関)条約違反であること、②十分な交渉・協議を尽くさなかったことは団体交渉権の侵害であること、など国家公務員労働者の権利侵害を最大の争点としてたたかってきた。

しかし、東京地方裁判所は2014年10月30日に、国公労連の請求を棄却する不当な判決を行ったことから、国公労連と原告359人が東京高等裁判所に控訴した。東京高等裁判所も昨年12月5日に控訴をすべて棄却する不当な判決を行い、国公労連と原告311人が同月16日に上告した

3、控訴審判決は、「人事院勧告制度が、国家公務員の労働基本権制約の代償措置として中心的かつ重要なものである」、「国会は、国家公務員の給与決定において、人事院勧告を重く受け止めこれを十分に尊重すべきことが求められている」と、この間の最高裁判所判例を踏襲して勧告の重要性は認めたものの、不当な賃下げの違憲性について「国会は、人事院勧告どおりの立法をすることが義務づけられているとはいえない」などと勧告の法的拘束性を一審同様に持ち出して論理のすり替えによって合憲と判断した。

そのため、上告にあたっては、①唯一の代償措置である人事院勧告に基づかない賃下げは、労働基本権を保障した憲法28条違反と判例相反であること、②議員立法で一方的に引き下げたことは、国会の裁量権の逸脱であり、「法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理する」と内閣の職務権限を定めた憲法73条4号に違反すること、③労働条件の不利益変更法理と同等の基準に照らした憲法28条違反と判例相反であること、④必要性・合理性の基準に関する憲法28条違反と判例相反であること、⑤団体交渉権の侵害による憲法28条違反と憲法73条4号違反と判例相反であること、⑥ILO87号条約及び98号条約についての解釈に誤りがあること、などの主張と具体的事実を含めた理由書を4月に提出するとともに、憲法判断を行うよう「大法廷回付に関する意見書」を9月に最高裁判所に提出した。

しかし最高裁判所は、戦後はじめての人事院勧告によらない賃下げであるにもかかわらず、私たちの主張を顧みず、政府の主張に配慮した一審・二審の「結論ありき」で構成された不当な判決を確定させた。司法の最高機関であり、終審裁判所としての最高裁判所の存在意義が問われるものであり、政府と国会に寄り添う姿勢は三権分立の日本の統治機構を歪めるものである。

4、この裁判闘争の意義・目的は、国家公務員労働者の権利を守るたたかいであると同時に、すべての労働者の賃上げと雇用確保をめざすたたかいであった。そのため提訴以来、全国で街頭宣伝や署名獲得(一審・二審あわせて個人44,059筆、団体9,858筆、上告段階で個人22,480筆、団体1,807筆)など、全国各地で世論に訴え、多くの労働者・労働組合から裁判闘争についての理解と支持を得るために奮闘してきた。この間の個人原告及び全国の組合員の奮闘に心から敬意を表するものである。

こうした全国的なたたかいは、少なくない到達点を築いてきた。

裁判に決起したことで、組合員への不当な攻撃に毅然とたたかう姿勢を示す運動として組織内からの理解と支持を得て、産別運動の結集軸となり、組織の団結の強化に結びついた。また、政府による不当な賃下げの延長や新たな賃下げを断念させ、その後政府が勧告尊重の姿勢に立たざるを得ない状況を作り出した。さらに、ILOへの要請等により、労働基本権回復と労使協議の重要性について、三度(2013年3月28日、2014年6月13日、2016年6月11日)も日本政府宛のILO勧告を引き出した。

賃下げの不当性を世論に訴え、官民の共同が広がるなかで、賃下げのスパイラルを断ち切り、賃上げの気運を高める一翼を担うとともに、全大教など不当な賃下げの影響を受けた労働組合との共同を地域から発展させてきたなどの貴重な到達点を確認しておかなければならない。

5、裁判闘争は、ここで一区切りをつけざるを得ないが、5年間以上にわたって、全国の仲間の奮闘によって積み重ねた到達点を確認として、今後の運動に活かしていくことが重要である。

特に、判決が確定したことにより、政府や国会が一方的に人事院勧告によらない賃下げを強行することを許してはならない。そのためには、労働基本権回復を視野に入れたとりくみを強化することはもちろん、労働基本権制約の代償措置が画餅に帰すことがないように、政府・人事院への追及を強化しなければならないし、そのための産別組織のさらなる強化・発展が求められる。

公務員労働者の労働基本権を明確に保障しているのは、唯一、憲法である。公務員の働く権利確立や労働基本権回復をめざす上でも、あらためて憲法の尊重・擁護の義務を負う公務労働者の役割を実践し、改憲勢力が多数を占める国会情勢であるからこそ憲法改悪を許さないたたかいに全力をあげようではないか。